

綾川町

# 農業委員会だより

第 19 号

令和 7 年 3 月

発 行

綾川町農業委員会

TEL 087-876-5283



も

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します・・・・・・・・・・ 2

く

綾川町農業委員・推進委員担当地区について・・・・・・・・・・ 3

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう！・・・・・・ 4

じ

「地域計画」の策定について・・・・・・・・・・ 5

農地の貸借方法が変わります！・・・・・・ 5

公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。・・・・・・ 5

農地の転用には県知事の許可が必要です！・・・・・・ 6

農業委員会による食育活動・水田政策の見直しの方向性・・・・ 7

知って得する農業者年金・・・・・・・・・・ 8

## 陶

福家 範行  
陶(中原)滝川 廣男  
陶(庄屋西)三好 直樹  
陶(辻ノ岡西)横井 博美  
畑田(向山)末長 憲二  
畑田(中筋)会長職務代理者  
國重 義廣  
千疋(大谷上)

## 山 田

金滝 耕治  
山田上(南山)川西 正廣  
山田上(宮地下)西川 謙三  
粉所(猿飼)藤重 英子  
萱原(上西下)松内 利和  
北・萱原(有岡中)丸尾 説男  
滝宮(喜来西)

## 粉 所

## 滝 宮

中島 美紀  
山田下(内間)松岡 正広  
山田下(台)羽床上・牛川  
長尾 清  
羽床上(中尾)東 分  
長川 富雄  
東分(四歩市下)西 分  
笹川 武義  
西分(浦田東)羽 床  
佐藤 裕子  
羽床(大坪)農業委員を  
紹介します。

農業委員は地域農業者の代表で、農地等に関するよき相談相手です。何なりと地元の農業委員にご相談ください。任期は令和9年7月19日までです。

## 陶

大芝 博信  
陶香川 秀範  
陶片岡 等  
千疋長尾 豊弘  
千疋三好 正晃  
畑田高崎 浩之  
畑田

## 昭 和

## 羽 床

## 滝 宮

福家 棟貴  
陶原 拓也  
陶楠原 徳大  
羽床下鈴木 博文  
小野大野 政則  
萱原・北津村 剛志  
滝宮推進委員を  
紹介します。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と連携して、担当地域において、農地等の利用の最適化(①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)の推進を図るための現場活動を行います。

## 羽床上

## 西 分

## 東 分

## 山 田

## 粉 所

岡田 幸彦  
羽床上・牛川泉谷 幸一  
羽床上・牛川岡田 行夫  
西分岡田 峯男  
東分藤本 浩二  
山田下山口 守  
山田上中内 義男  
粉所森本 廣隆  
粉所

## 綾川町農業委員・推進委員担当地区

(令和9年7月19日まで)

| 地区                         | 氏 名   |       | 担 当 地 区 ( 小 字 名 ) |       |      |      |      |       |      |      |
|----------------------------|-------|-------|-------------------|-------|------|------|------|-------|------|------|
|                            | 農業委員  | 推進委員  |                   |       |      |      |      |       |      |      |
| 昭<br>和                     | 國重 義廣 | 片岡 等  | 矢坪谷               | 矢坪    | 下大谷  | 猫谷   | 国ヶ坪  | 六反地原  | 土橋竹谷 | 中大谷  |
|                            |       |       | 上大谷               | 貝ノ谷   | 露口   | 柿木原  | 蔵下   | 堀切    | 北谷   | 札場西原 |
|                            |       |       | 上千疋西原             | 上千疋東原 | 小屋谷  | 不馬入  | 常行池  |       |      |      |
|                            | 末長 憲二 | 高崎 浩之 | 中原                | 落合    | 川北   | 東富川  | 西富川  | 北原    | 西遠田  | 東遠田  |
|                            |       |       | 節付                | 土仏    |      |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 北尾                | 西谷    | 山原   | 羽間   | 西原   | 中植    | 中筋   | 永谷   |
| 陶                          | 三好 直樹 | 香川 秀範 | 実光                | 下井    | 大皿   | 徳田上  | 南原   | 生子    | 徳田下  | 森兼   |
|                            |       |       | 奈良須池              | 茶円原   | 向山   | 南谷   | 徳田下  | 森兼    | 本村   |      |
|                            |       |       | 川向                | 泉田井   | 藤原岡  | 後久   |      |       |      |      |
|                            | 福家 範行 | 福家 棟貴 | 新開                | 南馬酔木  | 寄町   | 北森末  | 南森末  | 平松    | 重清   | 原田   |
|                            |       |       | 国古                | 田所    | 辰巳   |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 有信下               | 向原上   | 向原北  | 団子出  | 下向井  | 中尾    | 大坪   | 上ノ原  |
| 滝<br>宮                     | 松内 利和 | 大野 政則 | 東飼野               | 西飼野   | 井上   |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 下大橋               | 西村北   | 定兼   | 萱境   |      |       |      |      |
|                            |       |       | 東原                | 中原    | 日原   | 北内   | 川北東  | 宮藪    | 田池   | 道南   |
|                            | 丸尾 説男 | 津村 剛志 | 道端                | 宮前    | 上ノ坊  | 澁市   |      |       |      |      |
|                            |       |       | 福家 棟貴             | 江陶    | 川北西  | 十瓶山  | 山原   |       |      |      |
|                            |       |       | 原 拓也              | 内間    | 庄屋   | 猿王西  | 猿王東  | 丸山    | 北山田西 | 北山田東 |
| 羽<br>床                     | 佐藤 裕子 | 楠原 徳大 | 九十原               |       |      |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 武徳                | 北川西   | 北川中  | 北川東  | 有岡   | 前川原西  | 前川原東 | 大山   |
|                            |       |       | 上ノ原               | 道北    | 下川原  | 井手下西 | 井手下東 | 井手上   | 俵百   | 本村北  |
|                            | 藤重 英子 | 鈴木 博文 | 本村西               | 本村東   | 本村中  | 上川原  | 菊楽   | 鞍掛    |      |      |
|                            |       |       | 北                 | 下所    | 南    |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 川西(陶)             | 堂床    | 丸山   | 松崎上  | 松崎下  | 小田原木  | 大喜来  | 藤尾   |
| 粉<br>所                     | 西川 謙三 | 中内 義男 | 横山                | 中原    | 川西   | 西山   | 宮ノ北  | 鴻巣    | 滝    | 原井田  |
|                            |       |       | 東田井               | 大池原   | 南原   | 菰池原  | 岡ノ御堂 | 岡田井   | 山田   |      |
|                            |       |       | 菅原地区              |       |      |      |      |       |      |      |
|                            | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 横山                | 松谷    | 福向   | 山間   | 白梅   | 浦山    | 津頭   | 脇    |
|                            |       |       | 脇                 | 堤下    | 原    | 川下中  | 山添   | 井手下   | 井手上  | 城下   |
|                            |       |       | 東谷                | 奥谷    | 大林   | 川原谷  | 平芝   | 川津    | 長利   | 清永   |
| 山<br>田                     | 松岡 正広 | 藤本 浩二 | 石内                | 丸川    | 大谷   | 湯船   |      |       |      |      |
|                            |       |       | 峯ヶ内               | 西峯    | 北山   | 西山   | 竹本   | 東竹本   | 西川北  | 東川北  |
|                            |       |       | 北横谷               | 南横谷   | 東本谷  | 西本谷  | 東下和田 | 西下和田  | 美和田  | 平田   |
|                            | 中島 美紀 | 泉谷 幸一 | 東仲和田              | 林ヶ谷   | 岡    | 大原   | 向原   | 国時    | 宮地   | 西田万  |
|                            |       |       | 田万                | 井手上   | 東朽木  | 朽木   | 森清   | 西朽木   | 池ノ奥  | 一ツ橋  |
|                            |       |       | 西田尾               | 西本谷   | 相口始  | 美之谷  | 相口   | 柿佐古   | 西始   |      |
| 東<br>分                     | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 庄坂                | 日吉    | 山神   | 白土   | 坂川   | 砂田    | 小屋谷  | 堂免   |
|                            |       |       | 田尾                | 小谷    | 若狭   | 木戸浦  | 長相   | 桜谷    | 上王地  | 諏訪成  |
|                            |       |       | 北地                | 西小野   | 東小野  | 南小野  | 吉原谷  | 萩ノ谷   | 下田井  | 笹谷   |
|                            | 松岡 正広 | 藤本 浩二 | 樽谷                | 永富    | 貞重   | 横谷   | 浦谷   | 信常    | 岡田井  | 北小野  |
|                            |       |       | 上地頭               | 下地頭   | 深田   | 上新名  | 信ヶ原  | 宮谷    | 桑内   | 北桑内  |
|                            |       |       | 新名尾               | サス谷   | 赤羽   | 菅之道上 | 立石   | 向山    | 小丸   | 新名   |
| 西<br>分                     | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 廻当                | 唐戸谷   | 川成   | 林境   | 木地伐  | 笹ノ丸   | 影    | 大下   |
|                            |       |       | 龍頭谷               | 藤川    | 高山   | 獅子鼻  | 動割谷  | 山犬谷   | 末子所  | 西ノ谷  |
|                            |       |       | 一ノ谷               | 孫浦    | 宮下   | 日浦   | 弘法   |       |      |      |
|                            | 松岡 正広 | 藤本 浩二 | 鎌手                | 中鎌手   | 上鎌手  | 岡の坊  | 寺の内  | 遠郷    | 遠郷上  | 清成下  |
|                            |       |       | 清成上               | 柳谷    | 正末   | 川北   | 俊則   | 市谷    | 田項   | 栗原   |
|                            |       |       | 青谷                | 栗原上   |      |      |      |       |      |      |
| 羽<br>床<br>上<br>・<br>牛<br>川 | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 阿部                | 鷲安    | 山王   | 松熊   | 正司   | 天神    | 内又   | 北代   |
|                            |       |       | 久保                | 内間    | 秋野   | 箱谷   | 四十八  | 高鷲    | 慎田   | 城山   |
|                            |       |       | 藏廻                | 市場    | 北山   | 末則   | 桜本   | 池田    | 長田   |      |
|                            | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 山田地区              |       |      |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 山田地区              |       |      |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 門定                | 奥谷    | 奥谷下所 | 大山田  | 国弘   | 大山田下所 | 国弘中所 | 国弘下所 |
| 羽<br>床<br>上<br>・<br>牛<br>川 | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 上佐古               | 菖蒲    | 菖蒲中所 | 四歩市  | 高岡   | 友行    | 土井   | 土井上  |
|                            |       |       | 末国                | 祐久    | 宮地   | 友定   | 石原   | 谷々    | 萩戸   | 角尾   |
|                            |       |       | 高山                | 矢谷    | 慎谷   | 九十谷  | 西長柄  | 東長柄   | 東山   | 大峯谷  |
|                            | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 東山                | 大峯谷   | 大峯上  |      |      |       |      |      |
|                            |       |       | 高尾                | 境場    |      | 小川   | 大峯   | 古畑    | 西常清  | 常清   |
|                            |       |       | 浦田                | 梶羽    | 向山   | 松本   | 北谷   | 浦田中所  | 榎田谷  | 畦浦   |
| 羽<br>床<br>上<br>・<br>牛<br>川 | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 石浦                | 楠東谷   | 楠西谷  | 青井谷  | 下青井谷 | 正五郎   | 土井原  |      |
|                            |       |       | 池浦                | 堂谷    | 東浦谷  | 牟礼   | 菰池   | 大行    | 堀岡   | 千行   |
|                            |       |       | 公議谷               | 谷奥    | 松尾   | 大相   | 横倉   | 東開    | 岩下   | 西開   |
|                            | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 西谷                | 青浦    | 岩角   | 角ヶ内  | 山の上  | 大小屋   | 曲木   | 本曲木  |
|                            |       |       | 牛之子堂              | 宮前    | 猪尾   | 西行道  | 大空   | 行道    | 藤川   |      |
|                            |       |       | 大柳                | 井手下   | 川原   | 戸塩   | 道東   | 是清    | 矢谷   | 道西   |
| 羽<br>床<br>上<br>・<br>牛<br>川 | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 池谷                | 助真    | 今滝   | 梅樹   | 西蓮   | 足原    | 為成   | 畑小尻  |
|                            |       |       | 百浦                | 大谷    | 兜    | 長谷   | 安帽子  |       |      |      |
|                            |       |       | 宗戸                | 横井    | 川原   | 天尾   | 大塚   | 泉谷    | 内間   | 野岡   |
|                            | 長川 富雄 | 岡田 峯男 | 坂脇                | 辰口    | 小原   | 長谷   | 小松   | 大星    | 小原   | 信谷   |
|                            |       |       | 室上                | 室中    | 大谷   | 萩尾   |      |       |      |      |
|                            |       |       |                   |       |      |      |      |       |      |      |

## 農地の貸借には 香川県農地機構 を活用しましょう！

### 農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農や規模縮小される方などから農地を借り受け、規模拡大、新規就農等のために借受けを希望している方に貸し付けます。

#### 農地を貸したい人

例えば…



そろそろ農業をやめようかのう

相続で農地を取得したけど管理に困るなあ



借受け

公益財団法人

香川県  
農地機構



貸付け

#### 農地を借りたい人

例えば…



経営安定のため農地を拡大したいなあ

農業をはじめたい農地を貸してもらえないかな



- 綾川町農業委員会 (087-876-5283)
- 県農業経営課 (087-832-3408)

- (公財)香川県農地機構 (087-816-3955)

### 令和6年 農地の賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

| 公告された地域名     |       | 平均額     | 最高額     | 最低額    | データ数 | 備考 |
|--------------|-------|---------|---------|--------|------|----|
| 綾上地区         | 未整備地  | 5,452円  | 11,000円 | 5,000円 | 21   |    |
|              | 基盤整備地 | 10,087円 | 16,000円 | 5,000円 | 109  |    |
| 綾南地区         | 未整備地  | 5,133円  | 10,000円 | 3,000円 | 90   |    |
|              | 基盤整備地 | 10,256円 | 14,000円 | 5,000円 | 82   |    |
| 綾川町平均(未整備地)  |       | 5,194円  |         |        | 111  |    |
| 綾川町平均(基盤整備地) |       | 10,160円 |         |        | 191  |    |

### 借り手農家には助成金があります。

ただし、賃借料が5,000円/10a以上または、米30kg/10a以上で設定されている場合に限りま。

|                                                       |             |
|-------------------------------------------------------|-------------|
| ①綾川町農地流動化促進特別対策事業                                     |             |
| 3年以上の利用権設定                                            | 15,000円/10a |
| 6年以上の利用権設定                                            | 30,000円/10a |
| 10年以上の利用権設定                                           | 50,000円/10a |
| ②綾川町条件不利地特別対策事業                                       |             |
| 3年以上の賃借権が設定され、中山間直接支払い制度の補助金を受けず、面積が1,000㎡未満の農地を借受けた者 | 30,000円/10a |
| ③綾川町遊休農地解消対策事業                                        |             |
| 遊休農地を3年以上借受け又は取得し、遊休農地を解消した者                          | 30,000円/10a |

※賃貸借期間の途中で解約する場合には、助成金の返還を求めることがあります。

## 「地域計画」の策定について

地域計画とは、農業者や地域の皆様の話し合いにより、農地1筆ごとの10年後の耕作計画を記した「目標地図」を作成し、地域の目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化させる計画です。

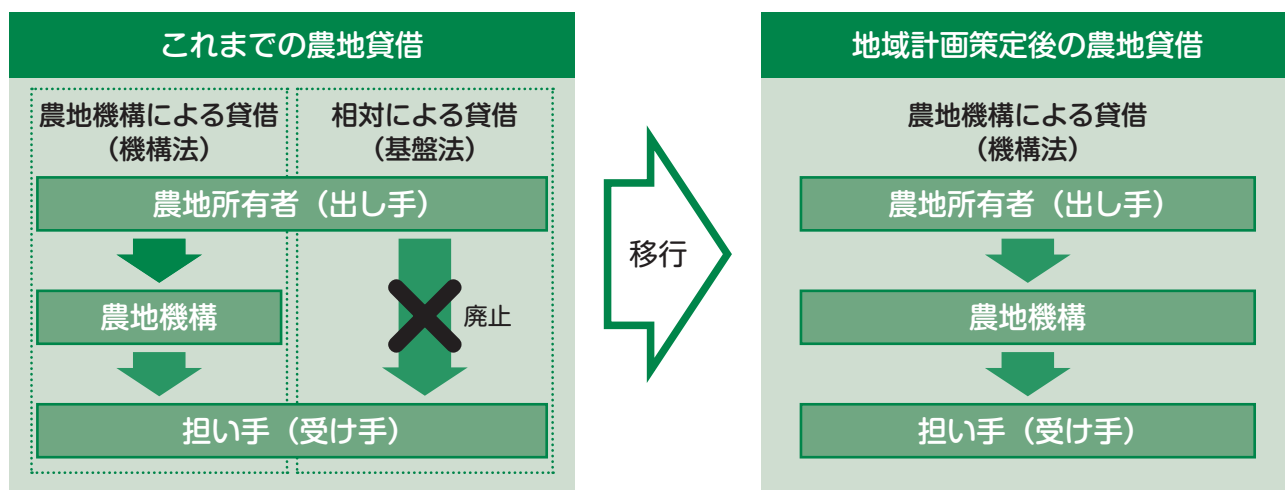
本町では、令和7年3月中に地域計画の策定を予定しており、策定後は地域計画に基づいた農地利用により、農地の集積・集約化を図ります。

また、策定した地域計画については、令和7年度以降も地域での協議の場を開催し、地域計画の見直し・磨き上げを行い、農業のより良い将来像の実現を図っていきます。

## 農地の貸借方法が変わります！

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されたことから、令和7年4月（地域計画策定後）からの農地貸借は「農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）」になります。

利用権設定事業（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。掲載がない場合でも、地域計画（目標地図）を変更すれば貸借を行えます。



## 公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。

### 【遊休農地の管理受託】

公社では、農業委員の方々が毎年実施している遊休農地調査などを参考に、「遊休農地を解消したいが、自分ではできない」という農家の方の手助けをするために遊休農地などの維持管理作業を受託しています。

ただし、管理を受託する場合、畦畔の草刈り等の管理は所有者の方でお願いをします。

なお、農地に雑木が生えている場合や、公社所有の農業機械が進入不可能な場合（道幅が2m未満）など、条件によっては受諾できない場合もありますのでご了承ください。

また、管理料として年間1,000㎡あたり5,000円が必要になります。

詳細についてお聞きになりたい方は、公社事務局までお問い合わせください。

### 【農業機械のレンタル事業】

公社では遊休農地の解消を図ることを目的として農業機械レンタル事業を令和5年度から開始しております。

貸出し対象となる農業機械は、24馬力のトラクター（1日当たり5,000円/税抜）と6馬力の管理機（1日当たり2,000円/税抜）です。貸出しには条件がございますので詳細につきましては公社事務局までお問い合わせください。

※基本料金以外にも利用状況によっては別途料金が発生します。

※24馬力トラクターを公道で運転する場合には普通自動車免許証が必要です。

※その他については下記公社までお問い合わせください。



（クボタトラクター FT240/24馬力）

## 農地の転用には県知事の許可が必要です！

農地を宅地や道路、山林、資材置場、駐車場などの用地にすることです。  
一時的に農地を農地以外の用途に利用する場合も許可が必要です。

農地法第4条申請

農地の所有者自らが転用を行う場合です。

農地法第5条申請

他人の農地を転用する場合です。

### 《許可申請の手続きはどうするの？》

- ★ 転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。
- ★ 農業委員会に申請書を提出しますと、委員会は書類審査と現地調査を行い、農業委員会総会で意見を決定し、意見書を附して県知事に進達します。その後県知事が許可をすれば申請人に許可書を発行します。
- ★ 農業委員会への申請書の提出締め切り日は、毎月5日、例外として12月分は11月30日です。いずれも締め切り日が土、日、祝日の場合はその前の開庁日となります。

申請農地が、「地域計画に位置付けられている場合」や「農用地（農振地域）の場合」は、下記①、②の手続きが必要となります。

- ① 地域計画の変更（概ね2か月）
  - ・ 地域計画の変更手続きが必要になることを町に申し出し、変更手続きを行います。
- ② 農用地利用計画変更（農振除外）（概ね4か月）
  - ・ 農用地利用計画変更申出書を町に提出して行います。
  - ただし、申出書の提出前に、所有地一覧表を作って、事前協議が必要です。
  - 農家に係る申出（農家住宅や分家住宅の転用）については、**偶数月**に受付します。
  - 事業関連の申し出については、**年間で3回（4月、8月、12月）**受付します。

上記で記したように、①、②の手続きを必要とする場合は、県知事からの転用許可を受けるまでに概ね4か月の期間が必要ですので、農地の転用を申請される方は、事前に農業委員会までご相談ください。

### 農地の無断転用には、厳しい罰則があります！

- ★ 無断転用には、県知事が工事等を中止させ原状回復命令を出す事が出来ます。これに従わない場合は、

最高3年以下  
の懲役、

または

300万円  
以下の罰金

に処せられます。

### 農地の適正な管理について

農業委員会では、遊休農地の把握や違反転用防止のため毎年8月頃に農地調査を行っております。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂や害虫の発生を招き、火災など防災上の危険もあり、周辺住民や隣接の耕作者に迷惑となりますので、適正な管理をお願いします。

また、再生可能な遊休農地に見受けられた場合は利用意向調査を行っています。場合によっては、課税強化が行われる可能性があります。

## 農業委員会による食育活動

町内の小学校2校を対象に、食農教育の一環として町特産の食材を使った料理教室を実施しました。7月10日には町立陶小学校の5年生46名が、7月11日には町立滝宮小学校の2年生64名が参加しました。

この活動は、農業や綾川町産の野菜により興味を持ってもらおうと、女性農業委員が中心となって平成22年から行っているものです。

当日は、農業委員会の中添会長から農業と地産地消の大切さを話した上で、料理を開始しました。中添会長をはじめ、女性農業委員である佐藤委員、渡辺委員、藤重委員と、陶・滝宮地区の農業委員、推進委員9名が手伝いを行いました。

“おいでまい”の米粉を使用したピザは、児童の育てた野菜のほか、地元産の野菜も使って焼き上げました。デザートにも、地元産の“さぬきひめ”や“ピオーネ”を使ったイチゴミルクジュースや、ブドウ大福を作りました。

出来上がった料理を試食した児童からは、「おいしい」「また作りたい」と笑顔が見られました。



## 水田政策の見直しの方向性について（概要）

農水省は、水田政策を、令和9年度から根本的に見直す方向性を以下のとおり示した。（詳細は未定）

- 1 **水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。**

このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕

- 2 **米については、国内外の需要拡大等、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。**  
輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米等を支援。**
- 3 **国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。**
- 4 **麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。**
- 5 **有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。**
- 6 **農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。**
- 7 **産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。**
- 8 **中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。**  
**多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。**

【問い合わせ先】

中国四国農政局 香川県拠点 087-883-6503  
綾川町地域農業再生協議会（事務局） 087-876-5282

## 知って得する農業者年金

## ポイント1

## 35歳未満で一定の要件を満たせば、1万円からでも加入可能

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められますが、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、1万円から加入することができます。また、保険料額はいつでも見直しすることができます。

## 試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

| 加入年齢 | 納付期間 | 保険料額 | 保険料総額 | 年金額(年額) |      | 想定される受給総額 |         |
|------|------|------|-------|---------|------|-----------|---------|
|      |      |      |       | 男性      | 女性   | 男性        | 女性      |
| 20歳  | 40年  | 1万円  | 780万円 | 61万円    | 53万円 | 1,305万円   | 1,419万円 |
|      |      | 2万円  | 960万円 | 80万円    | 69万円 | 1,716万円   | 1,867万円 |
| 30歳  | 30年  | 1万円  | 660万円 | 47万円    | 41万円 | 1,016万円   | 1,105万円 |
|      |      | 2万円  | 720万円 | 53万円    | 46万円 | 1,139万円   | 1,238万円 |
| 40歳  | 20年  | 2万円  | 480万円 | 31万円    | 27万円 | 674万円     | 733万円   |

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の21年間(令和4年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.74%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和6年度は1.00%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額  
シミュレーションは  
こちら➡



## ポイント2

## 認定農業者で青色申告者等には国庫補助で手厚い支援

保険料の  
国庫補助

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

①39歳までに加入 ②農業所得が900万円以下 ③認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

## 政策支援の要件と国庫補助額

| 区分 | 必要な要件                                                                | 本人負担の保険料(補助額) |       |       |       |
|----|----------------------------------------------------------------------|---------------|-------|-------|-------|
|    |                                                                      | 35歳未満         |       | 35歳以上 |       |
| 1  | 認定農業者かつ青色申告者                                                         | 1万円           | (1万円) | 1万4千円 | (6千円) |
| 2  | 認定就農者かつ青色申告者                                                         | 1万円           | (1万円) | 1万4千円 | (6千円) |
| 3  | 区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属                    | 1万円           | (1万円) | 1万4千円 | (6千円) |
| 4  | 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者                    | 1万4千円         | (6千円) | 1万6千円 | (4千円) |
| 5  | 区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者 | 1万4千円         | (6千円) | —     |       |

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)になります。

※保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の補助は最長で10年間です)

## ポイント3

## 税制面で大きな優遇措置

## ●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

## ●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

## ●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

農業者年金の内容やご相談については、  
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に  
お問い合わせください。

## 独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942

事務所の移転に伴い、令和6年11月上旬より、上記の問い合わせ先が変更となります。最新のお問い合わせ先は、基金ホームページでご確認をお願いいたします。

2024.5